

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

今月15日から本日にかけて、日本では初めて開催された第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025において、本県出身の伊東美和選手及び増田香音選手が、サッカー女子で銀メダルを獲得されました。

県では、その功績をたたえ、栃木県スポーツ功労賞を授与したいと考えております。お二人の活躍は、多くの県民に希望と活力を与えてくれるものであり、今後のますますの活躍を心から期待しております。

次に、栃木シティのJ2昇格についてであります。

サッカーJ3リーグにおける栃木シティの2位以上が確定し、来季のJ2昇格が決定いたしました。

一昨年のJFL昇格、昨年のJ3昇格から、1シーズンでのJ2昇格という快挙を成し遂げられた選手、スタッフの皆様の御努力に敬意を表するとともに、この喜びを力に変えて、新たな舞台での更なる活躍を期待するものであります。

次に、昨年度来、策定を進めて参りました次期プランにつきましては、先頃、本県が目指すべき将来像を「共に創る 人も地域も輝く“元気なとちぎ”」と掲げた第2次素案を、県議会検討会や策定懇談会にお示ししたところであり、今後、パブリック・コメントを実施し、来年2月の策定を目指して参ります。

将来像の実現に向け、栃木県人口未来会議での御意見等も反映した「人づくり戦略」など5つの重点戦略を積極的に展開し、県民誰もが未来に夢や希望を抱き、豊かさと幸せを実感できるとちぎづくりを進

めて参ります。

また、第8期となる次期行財政改革大綱につきましては、今般、素案を取りまとめたところであります。

21世紀の中頃を展望して本県の行財政運営が向かうべき方向性を見定め、職員の意識と職場環境の変革を起点として、「多様な主体との連携・協働・共創」、「デジタル技術を活用した県政運営」、「持続可能な行財政基盤の確立」に取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例11件、その他の議案14件の計26件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、年末年始における救急搬送患者の受入体制の強化など、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、1億 1,073万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,327億 6,408万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、繰越金を充てることといたしました。

第2号議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、内国旅行の旅費の取扱いを改めること等のため、職員等の旅費に関する条例及び知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもので

あります。

第4号議案は、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象となる職員の範囲を拡大すること等のため、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、情報通信技術の効果的な活用を図るため、栃木県木材業者登録条例及び栃木県行政手続条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の一部改正に伴い、栃木県公益認定等審議会条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、栃木県グリーンスタジアムにラウンジを設置することに伴い、新たにその利用料金の基準額を定めるため、栃木県体育施設設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、環境影響評価に係る書類等を公開することができるようにしてること等のため、栃木県環境影響評価条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、義務教育諸学校等の教育職員の待遇

の改善を図ること等のため、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正するものであります。

第11号議案は、企業職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における給与の取扱いに関し必要な事項を定めるため、栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、警察官に支給する被服の品目を改めること等のため、警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、栃木県監査委員鎌形俊之氏の任期が来る12月12日に満了いたしますので、その後任として岡本篤典氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第14号議案は、栃木県収用委員会委員黒田葉子氏及び横堀太郎氏並びに予備委員入野祐子氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、横堀太郎氏及び入野祐子氏を再任し、黒田葉子氏の後任として矢野哲也氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第15号議案及び第16号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第18号議案は工事請負契約の締結について、第19号議案は工事請負変更契約の締結について、第20号議案及び第21号議案は工事請負契約

の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第22号議案から第24号議案までの3件は、公の施設に係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

第25号議案は、軌道運送高度化実施計画に対し、道路管理者として異議ない旨の意見を述べることについて、議決を求めるものであります。

第26号議案は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標を定めることについて議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。